

「自爆営業」の労働相談実例

2023年11月15日

坂倉昇平（NPO法人POSSE理事）

NPO法人POSSEについて

- ・若者の労働問題に取り組む団体として、2006年に発足。
- ・年間1000～2000件の労働相談や生活相談を受け付け、労働問題の傾向や実態をメディアなどで発信している。
- ・代表の今野晴貴の『ブラック企業』（文春新書）が2013年にベストセラーとなり流行語大賞TOP10、大佛次郎論壇賞を受賞。
- ・理事の坂倉の著書に『大人のいじめ』（講談社現代新書、2021年）など。

大手コンビニエンスストアのフランチャイズ加盟店の相談①（2022年）

- アルバイトの相談。**季節商品**（恵方巻き、ひな祭り、父の日、母の日、お中元、お歳暮、クリスマスのケーキ・チキン、おせちなど）について、店長（正社員）がアルバイト全員に一人当たりの**ノルマを決めて張り出し**、全員加入の**グループLINEでノルマ未達成の理由を説明**させられる。
- 揚げ物などの**割引セール時に**、一日当たりの**ノルマをシフトに記入**させる。商品の廃棄は許さないとして、**売れ残り商品は最後のシフトのアルバイトが購入**させられる。
- 深夜時間帯のシフトなのでアルバイトがノルマ達成を無理と主張すると「**売らなくとも買えばいいじゃん**」と言われる。
- 店長に問題を指摘したアルバイトは**シフトを削減され**（週4日→週1日など）、退職に追い込まれる。
- ほかに深夜の8時間シフトで、一人勤務のために休憩が一切取れないなどの労働基準法違反も。

パート・アルバイトは、パワハラやシフト削減をちらつかされて自腹購入させられるケースが多い。

コンビニエンスストアのフランチャイズ加盟店の多くでは、フランチャイズ本部に支払うロイヤリティ（売上げー原価で計算）を計算する際に、廃棄商品の原価については除外される。この仕組みがフランチャイズ加盟店のオーナーから従業員に対して、廃棄商品を減らして販売数を不当に増やさせる「**圧力**」の背景になっている。

大手コンビニエンスストアのフランチャイズ加盟店の相談② (2019年)

- 大学生アルバイト。クリスマスケーキや恵方巻きなど、店長が「ぜひ買ってほしい」と勧めてくるので、売り上げに貢献したいという思いから、ほぼ毎回購入していた。
- アプリによる商品の受け取りサービスが始まり、アプリを登録して、500円以上の商品を自腹で月5回以上購入するよう指示された。アプリ登録数、サービス実績によって売り上げや店舗の評価を上げるためであると考えられる。「**やってくれないと店が赤字になってしまい困る**」と頼まれて断れなかった。
- シフト外の残業代が払われない労働基準法違反もあった。

大手コンビニエンスストアのフランチャイズ加盟店の相談③ (2019年)

- 大学1年生で初めてのアルバイト。働き始める際にオーナーから、クリスマスケーキや恵方巻きなどの季節商品をアルバイトも買ってほしいと言われたが、一人暮らしのためいらぬし、高い。
- **同僚のアルバイトに聞いたところ「仕方ないから、いらなくても買う」と言われた。**

地方大手スーパーの相談 (2017年)

- パートタイム労働者。ボジョレーヌーボー、うなぎ、クリスマスケーキ、おせちを一人一件購入するよう指示があり、購入していないと上司から理由を聞かれる。
- **同僚のパートに「自分が良ければいいのか」「給料をもらっている以上買うのが当たり前」と怒られる。**

大手回転寿司チェーン (2020年)

- 大学生アルバイト。ノルマ達成や商品の廃棄を減らすため、**店長や副店長**が自腹で商品を購入しており、それにならって他のアルバイトも購入することもあった。
- 廃棄の報告をする際に、**購入せず正直に書いたら迷惑そうにされ、捨てた後に文句を言われた。**

大手ファミリーレストランチェーン (2022年)

- **店長補助の正社員の相談。**アルバイトによる注文ミス、料理の作り間違えが発生した際に、廃棄にさせず、「従食」（従業員が有料で自社商品の食事を食べること）として、実際には食べていないにもかかわらず、月数千～数万円程度の購入を行った。
- ミスがあったときに**店長による暴言、暴力**があった。
- 店長の指示により、残業代未払いや無給の休日出勤などの労働基準法違反も多く、法律遵守よりも、売り上げやコスト削減の最優先が徹底されていた。相談者も、将来的に店長になるために受け入れざるを得ないと考えてしまっていた。

正社員が将来の昇格や昇給を求めて「自発的」に自腹購入をしているケースも多い。
ノルマ達成のための自腹購入が会社内での評価につながってしまっている。